

福岡市公報

令和 2 年 5 月 21 日 第6675号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
条	例	
○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第38号）	……………	1
○福岡市医療・介護従事者等応援基金条例（第39号）	……………	2

条	例
---	---

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 21 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第38号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 5 年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 5 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査等手当の特例）

- 7 職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者を収容する宿泊施設の内部その他これに準じる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。
- 8 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあつては、4,000 円）以内において規則で定める。
- 9 附則第 7 項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。
 - (1) 第14条第 1 項の規定による衛生検査等手当（同項第 4 号に掲げる場合に係るものに限る。）

- (2) 第23条第1項の規定による消防業務従事手当（規則で定める消防業務に係るものに限る。）
- 10 職員が同一の日に、附則第7項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。
- 11 附則第7項の手当については、この手当の支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この条例による改正後の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7項から附則第11項までの規定は、令和2年2月22日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の条例附則第7項から附則第11項までの規定を適用する場合には、この条例による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による衛生検査等手当の内払とみなす。

福岡市医療・介護従事者等応援基金条例をここに公布する。

令和2年5月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第39号

福岡市医療・介護従事者等応援基金条例

(設置)

- 第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に係る医療及び介護に従事する者等を支援し、感染拡大の防止並びに地域における医療提供体制の確保及び維持に資するため、福岡市医療・介護従事者等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス感染症に係る医療及び介護に従事する者等を支援する等のために必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

